

平成26年度大磯町教育委員会第12回定例会会議録

1. 日 時 平成27年3月25日（水）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前11時35分
2. 場 所 大磯町役場 4階第2委員会室
3. 出席者 青 山 啓 子 委員長
中 野 泉 委員長職務代理者
曾 田 成 則 委員
濱 名 三代子 委員
藤 家 崇 教育長
相 田 輝 幸 教育部長
岩 本 清 嗣 学校教育課長
小 島 昇 学校教育課副課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 2名
5. 前回会議録の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第37号 大磯町いじめ防止基本方針について
議案第38号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う大磯町教育委員会規則の整備に関する規則について
議案第39号 大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第40号 大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
議案第41号 大磯町立幼稚園園則について
議案第42号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
議案第43号 大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則等を廃止する規則について
議案第44号 大磯町立保育所使用規程を廃止する規程について

- 議案第 45 号 大磯町教育委員会事務の補助執行に関する規則について
議案第 46 号 大磯町指定有形文化財の指定について
議案第 47 号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について

8. 協議事項

- 協議事項第 1 号 大磯町教科用図書採択検討委員会要綱について

9. 報告事項

- 報告事項第 1 号 平成 27 年大磯町議会 3 月定例会について
報告事項第 2 号 大磯町生涯学習推進会議の実施結果について
報告事項第 3 号 児童文学講演会「てがみぼうやがとどくまで」の実施結果について
報告事項第 4 号 企画展「大磯の文化財」の実施結果について
報告事項第 5 号 旧吉田茂邸再建着工・御礼と報告の会の実施結果について

10. その他

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、2 月定例会開催後の平成 27 年 2 月 19 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。2 月 17 日から始まりました 3 月議会定例会は、2 月 24 日に総括質疑、2 月 26 日～27 日に一般質問、3 月 9 日に予算特別委員会、教育委員会関係が行なわれ、3 月 19 日に閉会いたしました。議会審議の概要につきましては、後ほど、ご報告いたします。3 月 7 日、旧吉田茂邸再建工事着工を記念して、旧吉田茂邸再建着工・御礼と報告の会が催されました。詳細については、後ほど、ご報告いたします。3 月 11 日、小・中学校、幼稚園、保育園において、シェイクアウトおおいそ、学校いっせい防災行動訓練を実施しました。3 月 13 日、大磯・国府、両中学校を皮切りに、小学校、生沢分校、幼稚園及び保育園において、卒業式・卒園式が行われました。教育委員の皆様にはお忙しい中、ご参列いただきまして、ありがとうございました。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。以上でございます。

委員長) それでは、議事に入ります。本日の議事進行については、はじめに議案第 37 号から議案第 46 号までを審議し、続いて協議事項及び報告事項を、最後に、人事案件であります議案第 47 号の順で審議を進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

議案第37号 大磯町いじめ防止基本方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) このことにつきましては、11 月の教育委員会定例会でご協議いただき、委員の皆様にはこれまでもご意見をお伺いしてきました。また、大磯町いじめ防止対策検討委員会での検討、政策会議での確認、町議会福祉文教常任委員会への報告を経て、2月2日から3月1日までパブリックコメントを実施しました。説明資料の2ページ資料2をご覧ください。意見募集の概要です。提出された意見等は、4名からの5件でした。意見募集の結果を3ページの資料3にまとめました。パブリックコメントを終え、先日3月20日に開催されました臨時政策会議で了解をいただいたものが、本日の最終案となっています。それでは、11月の案から修正した部分を説明いたします。議案を1枚おめくりいただき、表紙をご覧ください、まず、表紙の下の部分、大磯町と大磯町教育委員会を上下に配置していたものを、左右横並びとしました。次のページ、目次で全体の構成に関わる修正を説明いたします。ローマ数字のⅡの1、大磯町として実施する施策は、内容は変更していませんが、順番を入れ替え、(1)にあった財政上の措置等を(6)にしています。また次のページ、ローマ数字のⅣいじめの防止等を推進する体制として、3にあったいじめ問題再調査会は設置しないこととしましたので削除しました。この部分が一番大きな修正点ですので、少し長くなりますが、本文の方でご確認いただきます。15ページをお開きください。3、大磯町長による再調査等をご覧ください。いじめ防止対策推進法では、(1)再調査の実施に記載のとおり、学校で発生した重大事態について報告を受けた町長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができることになっています。11月の案では、必要があると町長が認める場合、町長部局に設けた附属機関が再調査を実施するとしていましたが、最終案では、(1)の2段落目にありますとおり、必要があると町長が認める場合、町長は教育委員会の附属機関であり、重大事態の調査を担当する、大磯町いじめ問題対策・調査委員会に再調査を指示することとしました。新たに掲載しました、下の重大事態への対処イメージ図をご覧ください。学校で重大事態が発生すると、教育委員会へ報告があります。教育委員会がその重大事態の調査を実施する場合は、教育委員会の点線の枠の下部にある、いじめ問題対策・調査委員会が担当します。これは先ほどもふれましたが、教育委員会の附属機関になります。当初案では、この調査委員会が調査結果を町長に報告したとき、町長は必要があれば町長部局に別に設ける再

調査会で再調査を実施するとしていました。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、4月から新教育委員会制度が始まります。町長と教育委員会が協議・調整をする総合教育会議が設置され、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についても協議・調整事項となりますので、イメージ図のとおり、大磯町では調査委員会の調査については、経過段階から総合教育会議に報告され、町長も把握した中で調査結果が報告されると想定しました。したがって、通常であれば町長が理解している調査結果が報告され、町長は再調査をする必要がなくなると考え、再調査を実施するための再調査会は設けない案となりました。ただし、それでも必要があると町長が認める場合に備え、いじめ問題対策・調査委員会に再調査を指示できるようにしました。以上が、再調査会を設置しないこととした説明です。もう1点、重大事態への対処で新たに加えた部分がありますので説明いたします。先ほどのイメージ図の中央部分になりますが、緊急支援、緊急支援委員の記述があります。これについては、本文の12ページをお開きください。下の方、2、大磯町教育委員会及び学校による対処の(1)重大事態発生の報告です。重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告します。教育委員会は、町長に報告します。次の段落が新たに加えた部分で、教育委員会は、教育委員会の附属機関として設置する大磯町いじめ問題対策・調査委員会の構成員のうち、予め指名した緊急支援員を招集し、事態への対処について協議するとともに、学校の実施する緊急対応を支援することとしました。以上が、11月の案からの大きな変更点になります。これらのほか、文言の整理や表現の修正を一部していますが、内容としての大きな変更はありません。政策会議では了解を得ていますので、本日、教育委員会でご承認いただければ正式決定となり、4月から広報・周知、附属機関の設置、附属機関の人選等を進めてまいります。長くなりましたが、大磯町いじめ防止基本方針最終案の説明は以上です。

質疑応答)

中野委員) 4ページの(2)いじめの早期発見の、4つ目の丸、保護者や地域住民は、子どもにいじめのおそれがあると感じたときは、速やかに学校や関係機関等へ相談や通報をすることが必要ですとありますが、この関係機関等へというのが、どこなんだろうというのが探しにくいので、前回も申しましたように、保護者や地域住民が、いじめではないかと感じたときに通報する場所について、学校は最初だと思いますが、組織化するなどして、連絡先を明記したものをホームページに載せるべきではないかと思えます。

学校教育課副課長) 委員には、11月の協議のときにも同じようなご指摘をいただきました。今回定めるのは、いじめ防止の基本方針ということで、こういう方針でやっていくという内容をまとめたものです。ご指摘いただいたような内容につきましては、確かに重要なことだと思いますので、今後、このいじめ防止基本方針の周知、広報活動をするとともに、今ご指摘いただきましたような相談や通報をする連絡先等についても、広報、周知を図っていきたいと思いますので、ホームページに掲載するという点についても考慮して対応して

いきたいと思います。

中野委員) ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

曾田委員) 基本方針、よくわかりましたが、例えば、先だってございました川崎のような事件、どうしてああいうものが放置されていたかという、こういうものができてもなかなか血の通った連携がとれないというのが現実なわけですから、私たちは、今ホームページの話も出ましたけれども、やはり的確に、早い段階で通報といいますか、連絡網ができていないと、結局ああいう事件になってしまうということを肝に銘じまして、それがもう少し見えるような形で連絡等がとれる態勢をつくっていただきたい。私たちもそのことを信念として持つということを、再度確認したいと思っております。

学校教育課副課長) このいじめ防止基本方針が、多くの方に理解されるように、広報、周知に努めてまいりたいと思います。

中野委員) 今、曾田委員がおっしゃったように、血が通ってなければいけないと思います。こう見ると、教職員は高くアンテナを持つとか、常にコミュニケーションをとるなどの表現があるのですが、本当にできているのでしょうか、という疑問もあります。これはやはり血の通ったコミュニケーションであり、アンテナでなければいけないと思います。

委員長) この基本方針については、時間をかけて、いろんなどころのプロセスを経て、ブラッシュアップしてきた内容だと思えます。この制定に先立つ以前に、各中学校等でも基本方針を既につくって、いじめの早期発見、それに対する対処について行動を始めてもらっています。ここで町として、この基本方針を出すことで、さらに町ぐるみになっていじめを起こさせない、あるいはあっても早く見つけるんだという意識を町全体で共有できれば一番いいのではないかと思います。それがまた、町として出す基本方針の意味の一つであると思えます。

中野委員) 説明資料の資料3のところ、標記の問題についての質問2番、9ページの2行目、保護者等の等は、というところを基本方針に照らし合わせて9ページを一生懸命見たのですが、2行目の保護者というのが見あたりませんでした。

学校教育課副課長) 資料3にお寄せいただいたご指摘の部分ですけれども、これはパブリックコメントの案をご覧いただいているものなので、そのときには9ページの2行目にあった保護者等になります。それが、本日の案では4行目に移ってきています。保護者等や地域の方等ということで、等、等でしたので、等は1個でいいですよというご指摘をいただきました。

中野委員) わかりました。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第37号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第37号大磯町いじめ防止基本方針については原案どおり承認をいたします。

議案第38号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う大磯町教育委員会規則の整備に関する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) それでは、議案第 38 号説明資料の 1 ページをお開きください。改正概要については、平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月から施行されることに伴い、関連する教育委員会規則を改正するものです。改正内容は、2 月定例会で説明したとおり、委員長の廃止によるもの、法改正による条文のズレ、教育長の職務代理及び教育長の会議への報告義務について改正します。施行日は法律の施行日とあわせ平成 27 年 4 月 1 日とします。規則の改正一覧は表のとおりです。2 ページをご覧ください。9 ページまで規則改正の新旧対照表です。はじめに、大磯町教育委員会傍聴人規則です。右側が現行、左側が改正案です。第 2 条、現行は、次の各号の一となっておりますが、改正案ではいずれかとしています。その他は前回説明したとおりです。3 ページをご覧ください。大磯町教育委員会公告式規則です。第 1 条の法律の条ズレと委員長を教育長に改正します。4 ページをご覧ください。大磯町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則です。第 2 条の法律の条ズレ、第 5 条の第 3 条から前条までを、前 2 条に改正します。第 6 条の教育長の職務代理の条文は、現行は、職務代理は、部長、その次は学校教育課長となっていました。法に基づき教育長が指名するとなっておりますので、改正します。法的には教育長の指名となっておりますが、教育委員会の合議によりとしました。5 ページをご覧ください。大磯町教育委員会会議規則です。第 1 条に以下、法というを追加します。第 2 条に第 4 項を記載のとおり追加します。現行は、臨時会の招集は委員長が召集するとなっていました。法改正により教育長が召集することとされました。教育長の権限が強くなったことから、委員の三分の一以上の請求でも召集できることとされました。大磯町教育委員会としますと、4 人の三分の一ですから、2 人以上から請求があれば召集できることとなります。7 ページをお開きください。現行の第 14 条のすべてを漢字の全てに、第 16 条以降の会議録を法律の記述と合わせて議事録に、第 17 条第 2 号、(2) のところです。出席及び欠席委員を欠席した教育長及び委員にします。これは、現行は 5 人の教育委員で構成されていますが、改正後は 4 人の教育委員と一人の教育長という構成になるためです。(3) は文言を整理した形にします。第 19 条第 2 項の手続きを、手続にします。9 ページをお開きください。大磯町教育委員会教育長事務委任規則です。第 2 条第 2 項の前項各号にを、教育長は、前項各号にとします。第 5 条は追加となります。現行の第 5 条の前条を第 4 条にします。これは第 5 条が追加されたためです。10 ページは参考として、現行の教育委員会規則の一覧で、改正する 5 つの規則の全文となります。

質疑応答)

委員長) これは、法律改正によって大磯町の規則もそれに合わせて、条ズレ、廃止事項、文言を修正するものですので、問題はないと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第38号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第38号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う大磯町教育委員会規則の整備に関する規則については原案どおり承認をいたします。

議案第39号 大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) それでは、議案第39号説明資料の1ページをお開きください。改正概要については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び、大磯町部等設置条例の改正に伴い関連する本規則を改正します。改正内容は、法律改正による条文のズレ、条例改正により子育て支援課に関わる組織が町長部局に移管されることによる改正を行います。施行日は、法律と条例の施行日と合わせ平成27年4月1日とします。2ページをご覧ください。規則の新旧対照表です。現行の子育て支援課の部分を削除します。別表1、別表2という文言を別表第1、別表第2に改正します。6ページは参考として現行の規則全文です。

質疑応答)

委員長) これも法律改正と町の機構改革ということで、規則の文言の改正等ということになりますので、特に問題ないかと思えます。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第39号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第39号大磯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については原案どおり承認をいたします。

議案第40号 大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) それでは、議案第40号説明資料の1ページをお開きください。改正概要については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び、大磯町部等設置条例の改正に伴い関連する本規則を改正します。改正内容は、法律改正により委員長職が廃止されるため、委員長の印を削除します。また、条例改正により子育て支援課に関わる組織が町長部局に移管されることから、国府保育園長印と国府保育園印を削除します。施行日は、法律と条例の施行日と合わせ平成27年4月1日とします。2ページをご覧ください。規則の新旧対照表です。第2条の委員長の印を削除します。第7条のアンダーラインの

部分の文言の整理をします。第 10 条の限りではないを、限りでないにします。4 ページは別表です。委員長の印、国府保育園長の印、国府保育園印を削除します。5 ページは参考として現行の規程全文です。

質疑応答)

委員長) ことらも、法律改正と機構改革によってこの規程を改正するという事で問題はないと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第40号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第40号大磯町教育委員会公印規程の一部を改正する規程については原案どおり承認をいたします。

議案第 41 号 大磯町立幼稚園園則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) 本園則につきましては、平成 27 年 4 月よりスタートいたします子ども・子育て支援新制度に合わせて、町立幼稚園の園則を定めるものになります。こちらにつきましては、平成 26 年内閣府令第 39 号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、昨年の 9 月議会で大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定いたしました。この条例では、新制度に移行する幼稚園、保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業などの施設が、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が確保されることを目的に、施設の運営基準を定めているもので、その第 20 条に施設の運営について重要事項に関する規程運営規程を定めておかなければならないと、規定されております。運営規程については、本来園則とは別に定めるものですが、その定めるべき事項が 11 項目あり、園則で網羅されている場合は、園則が運営規程の全てを兼ねることとされておりますので、本園則については、条例第 20 条の運営規程を含む町立幼稚園の園則の制定となります。園則については、学校教育法施行規則第 3 条に基づき制定されるところですが、町立幼稚園では、大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則を準用していた部分もあり園則がありませんでしたので、ここで新たに園則を制定するものです。園則の構成につきましては、第 1 条で目的及び運営の方針を定めております。第 2 条から第 5 条で、施設の名称及び位置、入園の資格、利用定員、通園区域を定めております。他の条例や規則等で規定されているものについては、そちらに委任する形の条文としております。次に、第 6 条から第 8 条につきましては、保育年限等、

振替授業、臨時休業について定めています。こちらは、大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則に定めておりますので、そちらへ委任しております。次に、第9条及び第10条については、教育課程、教育内容、教育時間及び週数について、定めております。次に、第11条で、職員の職種、職員数及びその職務について、定めております。次に、第12条から第15条で、入園、転園、退園、休園及び復園並びに修了について定めます。第16条では、利用者負担額等について、定めます。次に、第17条から第19条では、緊急時における対応及び非常災害対策、虐待防止、また、その他運営に関する重要事項として、幼稚園評議員と幼稚園評価を定めています。次に第20条として、教育長への委任を定めております。附則については、施行日として平成27年4月1日からの施行としております。

質疑応答)

濱名委員) 通園区域なんですが、言葉だけでよく見ていなかったのですが、国府幼稚園の募集が停止されて、その人たちがどこに行くというようなことにはなっていないのですか。

子育て支援課長) 現時点では、まだ通園区域は、3園に伴う形の要綱でうたってございまして、そちらについての改定は今のところまだ考えておりません。国府幼稚園が廃園ということになりましたら、その通園区域についても見直しを考えたいと思っております。

濱名委員) 幼稚園と幼稚園の境に住んでいる人たちというのは、選べるのですか。

子育て支援課長) 基本的には、選択できるかと言われると、区域が決まっていますので、そちらのほうに行っているという形で、要は選択できない形になっておりますが、ただ、ご希望がある場合については、配慮できる内容については配慮した中での入園という形をとっております。

委員長) これから町立の幼稚園については、いろいろな動きが出てくると思います。具体的に、利用者が不安に思っている内容については、これから細かく詰めていくという内容だと思います。今回は、この園則のことについて内容を確認していただければいいと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第41号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第41号大磯町立幼稚園園則については原案どおり承認をいたします。

議案第42号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) 本規則改正につきましては、子ども・子育て支援新制度に合わせて、制定した規則等に合わせて、関係規則等の規定を整理するために規則の一部を改正をするもので、先程附議いたしました、大磯町立幼稚園園則の制定に伴い、規定の見直しを行ったものです。それでは改正内容についてご説明いたしますので、資料の新旧対照表をご覧ください。アンダーラインの部分が修正部分となります。まず、第3条及び第4条については、条文の言い回し、表記の仕方を明確にしたものです。この他にも同様に内容は変更していませんが、言い回しや表記の仕方を明確に分かりやすく修正している部分があります。また、追加している条文がありますので、条の番号も修正しています。この後の説明は、修正後の条番号で進めさせていただきます。次に第5条の通園区域については、大磯町教育委員会教育長事務委任規則の中で附議事項とされておりますので、教育委員会が定めるに修正いたしました。次に、第7条から第9条及び第11条については、こちらも条文の言い回し、表記の仕方の明確にしたものです。次に第12条の出席停止及び第13条の教材の選定については、今まで規定がありませんでしたが、小中学校の管理運営規則には定められていましたので、ここで新たに加えました。次に第15条についても、表記の仕方を明確にしたものです。次に第16条から第18条については、転園、退園、休園、復園等について、新たに条文を追加しました。以前は、退園の規定しかありませんでしたので追加しました。第20条及び第21条についても、表記の仕方を明確にしたものです。次に、第22条の職員会議についても、今まで規定がありませんでしたが実際の運営に合わせて、ここで追加いたしました。第23条及び第24条についても、表記の仕方を明確にしたものです。次に、第25条の休暇及び第26条の公務旅行については、こちらも今まで規定がありませんでしたが、小中学校の管理運営規則には定めがありましたので、ここで追加したものです。第27条についても、表記の仕方を整理したものです。次に、第28条の警備等の計画については、こちらも実際の運営に合わせて、ここで新たに規定を追加いたしました。第29条についても、実際の運営に合わせて、連絡先を教育委員会から教育長へ変更いたしました。次に、第30条で、先程附議いたしました園則についての規定を追加いたしました。最後に附則として、施行日を平成27年4月1日とする旨を定めております。

質疑応答)

委員長) 一つ、6ページの警備等の計画というところで、学年開始後、速やかに幼稚園の警備及び防火の計画を作成しと。何というんでしょうか、セットの言葉で防火・防災などと言いますけれども、防災については、また別のくくり

と考えていいのですか。

子育て支援課長) 名称的には、本来それを入れるべきと考えます。ただ、実際の運営の中では、多分毎年のつくりになると、警備と防火のほうをつくっていると聞いていましたので、条文的にはその点にしまったのですが、実情をもう一回確認した中で、必要とあらば追加させていただきたいと思います。

委員長) 計画としてはもちろんあると思いますが、ここで文言にするかしないかという問題になるかと思います。今、お話を聞いていて思いましたので言わせていただきました。これも新制度の施行に伴っての規定の整備ということで、内容については特に大きな問題はないと思います。よろしいでしょうか。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第 42 号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 42 号大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について原案どおり承認をいたします。

議案第 43 号 大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則等を廃止する規則について

議案第 44 号 大磯町立保育所使用規程を廃止する規程について

委員長) 議案第 43 号大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則等を廃止する規則について並びに、議案第 44 号大磯町立保育所使用規程を廃止する規程についてを一括議題といたします。

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) 議案第 43 号及び議案第 44 号につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、政策的に町の子育て支援策を展開していくために、現在教育委員会で所管している子育て支援課に関する業務を、町長部局である町民福祉部へ移すことに伴い、教育委員会で制定している各種規則及び規程を廃止するものです。ただし、議案第 43 号の一つ目の大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則については、先に大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則を制定したことに伴う、規則の廃止となります。その他の 5 つの規則と議案第 44 号の規程については、ここで廃止いたしますが同様の内容で、町規則として 3 月中に制定し、4 月 1 日より施行する予定です。

質疑応答)

委員長) こちらも町の機構改革として、子育て支援課が町民福祉部へ移行するに伴う規則等の廃止、それから別の使用規則を定めたことによる規程廃止ですので、問題はないと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。採決は議案ごとをお願いいたします。議案第 43 号については、原案どおりでご異議ありませ

んでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 43 号大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則等を廃止する規則について原案どおり承認をいたします。

委員長) 続きまして、議案第 44 号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 44 号大磯町立保育所使用規程を廃止する規程について原案どおり承認をいたします。

議案第45号 大磯町教育委員会事務の補助執行に関する規則について

学校教育課長) 議案第 45 号説明資料の 1 ページをお開きください。制定概要については、平成 27 年 4 月から本町の機構改革に伴う大磯町部等設置条例の一部を改正する条例が施行されることにより、教育委員会が所管する事務を町長の補助機関である職員に補助執行させるために、新たに規則を制定するものです。先に 2 ページをご覧ください。参考として地方自治法の抜粋です。上段が第 180 条の 2 で、町長が教育委員会に事務を執行させることができると、いう条文です。今回は下段の第 180 条の 7 です。アンダーラインの部分です。普通地方公共団体の委員会は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員をして補助執行させることができるという条文です。これが根拠法令となります。1 ページにお戻りください。制定内容についてです。第 1 条は、規則の趣旨について定めています。第 2 条は、教育委員会から町長の補助機関である職員に補助執行させる事務について定めています。第 3 条は、補助執行に係る事務処理について、関係する規則等の規定により執行することを定めています。附則は、規則の施行日について定めています。施行日は、条例の施行と合わせ、平成 27 年 4 月 1 日とします。

質疑応答)

委員長) こちらも機構改革に伴う内容ですが、補助執行をしっかりと行なうための規則の制定ということになります。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第 45 号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 45 号大磯町教育委員会事務の補助執行に関する規則について原案どおり承認をいたします。

議案第 46 号 大磯町指定有形文化財の指定について

生涯学習課長) 説明資料の 1 頁をご覧ください。対象となる文化財は、大磯宿小島本

陣資料です。本資料は、昭和28年に大磯町教育委員会の所有となり、現在は
大磯町郷土資料館において整理、調査研究が継続的に続けられつつ、さまざ
まな教育普及活動の中で活用されております。平成25年には、これまでの成
果をまとめた目録が刊行されております。これらを歴史的価値判断に基づい
て検討した結果をふまえ、貴重な文化財を将来に伝えていくため、大磯町文
化財保護条例第3条第1項の規定により、本資料を大磯町指定有形文化財と
して指定いたしたく、審議をお願いするものです。なお、本件につきましては、
平成27年1月16日付けで、大磯町教育委員会から大磯町文化財専門委員
会へ諮問しており、3月18日付けで、指定すべきである旨の答申を得ており
ます。説明資料2頁をお開き下さい。こちらが大磯町文化財専門委員会から
大磯町教育委員会宛の答申書の写しでございます。答申内容については、大
磯宿小島本陣資料を、大磯町指定有形文化財に指定すべきであると認められ
ますとあります。附帯意見では、大磯宿の本陣職を務めた小島家に残されて
いた古文書、絵画、典籍、写真を含む資料946点について学術的評価を述べ
ております。それによりますと大磯宿は江戸時代から明治時代にかけて、たび
たび大火に見舞われており、宿場機能を示す文献資料が極めて少ない中にあ
って、唯一残されている小島本陣資料は、江戸時代の大磯宿の様相を示す歴
史資料として貴重であり、同資料を大磯町指定有形文化財に指定することが
望ましいとしています。3頁をお開き下さい。大磯町文化財保護条例第3条
第2項ならびに第4条におきまして、町指定文化財として指定する際には、
当該文化財の所有者等の同意を得、申請書を教育委員会に提出しなければな
らぬと規定されております。当該文化財についての所有者は大磯町教育委
員会であり、実際の管理保管は担当課である生涯学習課郷土資料館が行なっ
ております。3頁～4頁が申請書の写し、5頁が同意書の写しとなっております。
6頁には、大磯町文化財保護条例の抜粋を掲載しております。条例中
の第2条、第3条、第4条が本議案にかかわる条文でございます。

質疑応答)

曾田委員) 以前、これについて質問させてもらったこともあるのですが、今、歴史
を振り返っていますと、小説も含めまして、大磯の町の記述は余りないんで
す。ですから、この資料がどういうふうな歴史的な価値があるか、あるいは
小説家にとって、この舞台が大きくできるかどうか、大変楽しみにしてあり
ます。できれば、どういう形になるか多くの方に見ていただいて、大磯町の
再発見につながるような何か大きな流れになればうれしいなと思っておりま
す。特に、明治の初期のこともあるそうですので、それで大変楽しみにして
いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

生涯学習課長) 郷土資料館で、継続的にいろいろと調査をしたり、あるいは活用
に向けていろんな企画をしておりますので、今後も積極的に活用ができるよう
に進めていきたいと思っております。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第46号
については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 46 号大磯町指定有形文化財の指定について原案どおり承認をいたします。

委員長) 最初に申しましたとおり、次の議案第 47 号は最後にまわします。

協議事項第 1 号 大磯町教科用図書採択検討委員会要綱について

学校教育副課長) 協議事項第 1 号 大磯町教科用図書採択検討委員会要綱案について、ご協議をお願いいたします。このことにつきましては、昨年 11 月に神奈川県教育委員会が教科用図書採択地区を変更し、大磯町はこれまで二宮町と共同の採択地区であったものが、大磯町単独の採択地区となったことにより、大磯町教育委員会が行う教科用図書の採択について、必要な事項を調査研究するため、大磯町教科用図書採択検討委員会を設置するための要綱を制定するものです。それでは、要綱案について説明いたします。始めに、申し訳ありませんが、協議資料の訂正を 1 点お願いいたします。裏面の中ほど、第 12 条の次が再び第 10 条となってしまうようです。正しくは、第 13 条ですので訂正をお願いいたします。それでは、第 1 条から見ていきます。第 1 条は、検討委員会の趣旨を、第 2 条は所掌事項を規定するものです。検討委員会では、教科用図書の採択について、必要な事項の調査研究及び協議を行います。第 3 条は組織を規定するもので、委員といたしまして、町立学校の校長、教頭、教員の代表者、教育委員会事務局の職員で組織します。その他、教育委員会が必要と認めるものとして、保護者の代表者を想定しています。第 4 条で委員の任期、第 5 条で検討委員会の委員長及び副委員長、第 6 条で検討委員会の会議について規定しています。第 7 条では、教育長及び教育委員の出席について、教科用図書の採択の参考とするため、委員長の許可を得て検討委員会に出席できるとしています。第 8 条は、実際に教科用図書を調査研究する調査員についての条文です。教科用図書の調査研究は、これまでと同様に中地区の市町と協力して行い、単独採択地区になったからと言って調査研究の質が落ちないようにいたします。第 9 条では、委員及び調査員の公正確保について規定します。第 10 条から第 13 条は、会議の招集の特例、庶務、経費、補則についてです。要綱案の説明は以上です。なお、教科用図書採択の流れとしましては、昨年の小学校用教科用図書の採択と同様で、二宮町と合同で開催していました採択協議会に代わるものがこの検討委員会となり、この検討委員会での調査研究及び協議の結果を参考に教育委員会議で採択をすることになります。説明につきましては以上です。ご協議をよろしくお願いいたします。

質疑応答)

曾田委員) 昨年、教育委員になりまして、最初の小学校の検定の体験をさせていただきました。今度は中学校用の教科用図書の採択だと思いますが、単独でやることについてはもちろん全員の皆さんが初めてかと思いますが、そういう意味では、心して子どもたちのためにやっていくことができればと思っております。

委員長) 一つ質問です。第3条の組織の、教育委員会事務局の職員が参加するという内容ですけれど、これは大体どのクラスの方たちが参加の予定でいらっしゃるでしょうか。

学校教育課副課長) 現在考えていますのは、課長、主幹クラスの職員が、この委員として入ることを考えています。当然、いろいろ調査、研究を進めていく中では、指導主事が実務を担当してまいります。

委員長) 重大な選択、教科書採択ということで、実際採択の協議、具体的な会議だけでなく、それまでのプロセスの中でも慎重に、中立・公正を旨として、それぞれの会議等に当たっていただきたいと思います。

中野委員) 多分、この委員会の構成メンバーを見ていると大丈夫だと思うのですが、実際に教壇に立って教科書を使いながら教えている先生が、使いやすいというか、指導しやすい教科書であるかという判断をくだせるチャンスというか、意見を述べる機会というのがありますか。

学校教育課副課長) まさにこの採択検討委員会での協議が、委員として教員の代表者も入っていますし、教員の生の声を聞くことのできる場になると考えています。

中野委員) わかりました。ありがとうございます。

委員長) 第7条の教育長及び教育委員の出席というところで、これは委員長の許可を得て出席することができるという内容ですが、これは意見を述べるのではなくて、聞くという、そういうイメージでしょうか。

学校教育課副課長) この検討委員会は、教科用図書について調査・研究・協議を行う場であるということで、直接採択をするために教科書を細かく絞り込んでいくような性質のものではありませんので、教育長及び教育委員の出席については、その調査・研究について質問をする、不明な点を明らかにしていくという部分が中心になると考えています。ですから、教育長及び教育委員の意見につきましては、実際の採択の検討を行う場の中でしていただくというふうに考えています。

委員長) わかりました。ほかにいかがでしょうか。よろしければ、今出ました意見を踏まえた上で策定を進めていただきたいと思います。

報告事項第1号 平成27年大磯町議会3月定例会について

教育部長) 報告第1号、大磯町議会3月定例会について、教育委員会関係を中心に報告いたします。今回の議会では、各種議案、補正予算、平成27年度当初予算の計上、審議がありました。教育委員会関係では、まず、1ページの平成27年第1回3月大磯町議会定例会提出議案の表の件数番号3の議案第3号で大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例と大磯町保育所条例の一部を改正する条例でございます。この2つの条例(案)につきましては、平成27年1月16日開催の第10回教育委員会定例会にて付議させていただきましたものです。議会では、2月19日に開催された福祉文教常任委員会に付託され審議されました。質疑応答の後、採決の結果、2つの条例案は、いずれも、委員5名全員の賛成により、委員会で可決され、3月19日の委員長報告でも賛成者多数で可決されました。次に件数番号5の

議案第5号と件数番号6の議案第6号でございます。こちらは、大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。内容は同じく1月16日の第10回定例会で付議させていただいた地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例についてで、ご説明させて頂いた内容です。審議の結果、賛成者多数で可決されました。次に件数番号7の議案第7号でございます。こちらは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。内容は同じく第10回定例会で付議させていただいた大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてで、ご説明させて頂いた内容です。審議の結果、全会一致で可決されました。次に件数番号8の議案第8号でございます。大磯町部等設置条例の一部を改正する条例です。この条例案も第10回定例会にて付議させていただきましたものです。審議の結果、全会一致で可決されました。件数番号19の議案第19号の平成26年大磯町一般会計補正予算第9号でございます。3ページをお開き下さい。いずれも平成27年2月2日開催の第3回教育委員会臨時会に付議した内容でございます。補正予算も可決され事務局として速やかな執行を進めて参ります。次に5ページをお開き下さい。平成27年度当初予算に係る別にお配りした、町長の施政方針に対し、総括質疑があり3名の議員から14問の質問がございました。教育委員会関係は、表でゴシック太文字でお示ししたとおりです。まず、坂田よう子議員の(2)子育てで選ばれる町につきましても、町では、子育て支援全体を、総合的・効果的に推進するために、大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町、おいそを策定しました。保護者の皆さんが必要とするサービスをどのようにして充足していくのか、提供していくのかという目標を5か年の計画にまとめています。この計画に沿って、平成27年度におきましても、子育てに関する相談やサービスを円滑に利用出来るように支援する子育てコンシェルジュや、言葉が出にくいお子さんに対する支援を行う言語聴覚士を新たに配置します。さらに、幼稚園での預かり保育や放課後子ども教室など、保護者の要望の高い事業についてはその充実を図ってまいります。また、教育支援員の適正な配置を進め、特別な支援を要する児童・生徒に対するサポート体制の充実や、指導協力員による一人ひとりに応じた学習指導の強化、さらに大磯小学校グラウンド工事など教育環境の整備や改善も進めてまいります。一方で、子ども・子育て支援とは、保護者の子育てに対する責任を社会に負わせるものではありません。根本的には保護者が子育てをすることを前提としつつ、全ての子どもたちが公平・平等に成長できるように、地域及び社会全体が寄り添い、支えあいながら子育てを取り巻く環境を整えていく必要があります。時代の移り変わりにより、手助けが必要な保護者も多く存在します。特に、女性の社会進出が進み、多様な分野でその能力を発揮し、活躍する女性が増えている今、子育て支援はますます必要とされています。そのため、新たな計画に盛り込まれた各施策を出来る限り早期に実施し、子

育てで選ばれる町の実現に向けて取組みを進めてまいります。と町長が答弁しました。次に、鈴木京子議員の（５）財源の重点配分のひとつ教育・子育てについての質問についての保育料の値上げ、国府幼稚園の廃園など、逆行する点も含まれているが、このまま進めるのか。につきましては、４月から子ども・子育て支援新制度における利用者負担、いわゆる幼稚園や保育所等の保育料は、子ども・子育て支援法に基づいて、国が定める水準を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を考えて市町村が定めます。本町では、平成 27 年度については、現行の保護者負担額を引き継いで設定する考えであります。平成 28 年度以降につきましては、町独自の教育・保育の方針を打ち出して決定してまいりたいと考えております。また、町立幼稚園の今後のあり方につきましては、平成 21 年 3 月に定めた教育委員会の方針を受け、子ども笑顔かがやきプラン子育てで選ばれる町、おおいそにおいて、町立幼稚園 1 園を民間保育所、または認定こども園へ移行する計画としております。町立幼稚園のあり方については、来年度、検討していく課題でありますので、保育料と合わせて決定してまいりたいと考えております。また、小児医療費の助成につきましては、全国的にも、また、県下市町村においても年々拡充傾向にあります。同制度は子どもたちの健康保持のための制度ではありますが、拡充については慎重に検討する必要があります。町としましては、まずは国の制度である児童手当の所得制限限度額を一つの目安とし、同額の設定に引き上げる形での拡充準備を進めております。また、財政面だけでなく、同時に、乳幼児の手洗いやうがいなどの習慣づけを推進するとともに、感染症予防についての知識を普及させていくことで病気になりにくい丈夫な身体づくりも並行して進めてまいります。大磯小学校グラウンド工事は必要だが、芝生化は決められたことなのかにつきましては、現在の大磯小学校グラウンドの状態は、雨が降った翌日でも水溜りが残るなど、水はけが非常に悪い状況です。平成 27 年度予算において、土壌改良を含むグラウンド改修工事を実施し、現状の環境改善を図りたいと考えています。その上で、大磯運動公園や幼稚園、保育園でも実施しているように、学校や保護者、地域の方々のご協力を得ながら、ぜひとも芝生化を進めてまいりたいと考えています。と町長から答弁しました。また、（６）図書館長が兼務のため、施政方針どおりに進まないのではないかと。人員配置は増えるのか。につきましては、館長については、生涯学習課長が兼務をしておりますが、直接的な図書館業務を担う職員は、正規職員 3 名、任期付短時間勤務職員 1 名、臨時職員延べ 18 名の配置を行い、効率的な運営を図っております。なお、施政方針で述べた施策を推進する上では、有資格者の配置や学校の図書館司書との連携などに配慮いたします。また、人事配置につきましては、限られた人員の中で、組織全体の職員配置を精査し、実情に合わせた適正な配置を行ってまいります。と町長から答弁しました。次に、3 番、渡辺順子議員の 1 点目の昨年、議会が行った事務事業評価、支援教育推進事業と都市交通推進事業の検証と 27 年度予算への反映についての支援教育推進事業につきましては、適正な教育支援員の配置を進められるように、各学校に対しまして個別の配慮を要する幼児・児童・生徒の状況調査を実施いたしました。また、指導主事が必要に応じて追加の聴き取り調査や訪問調査を行ったほか、教育研究所に配置している臨床心

理士により把握された情報を指導主事が共有し、各学校の子どもの実態を把握いたしました。これらの実態把握により、現時点で平成 27 年度に必要と考えられる、教育支援員の配置を計画いたしました。また、教育支援員が子どもを理解し、適切なかわりができるように教育支援員研修を充実させるため、さらに教員との打合せ時間を確保するための予算とすることができたと認識しております。次に、3 点目の子ども子育て支援新制度の開始にともなう本町の子育て支援についてお答えします。4 月から始まる子ども・子育て支援新制度は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実が目的であります。また、幼児期の学校教育と保育の必要のある子どもへの保育に対し、幼稚園、保育園、または小規模保育施設などで、子どものためのサービスを提供する、いわゆる、子どものための教育・保育給付と、市町村が地域の子どもと子育て家庭の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業があります。本町では、保育ニーズの増加が見込まれています。その中で、保育園の待機児童対策として、4 月から、特定地域型保育事業の対象となる 8 名定員の小規模保育事業の実施を予定しております。また、平成 28 年 4 月に、保護者の働いている状況に関わりなく利用できる認定こども園の開設を目指して、現在、民間事業者と認可等の手続きを進めております。次に、4 点目の子育てで選ばれる町としての優先施策とその特徴、現在の本町の子育て支援について、お答えします。町では、子育て支援全体を、総合的・効果的に推進するために大磯町子ども笑顔かがやきプラン子育てで選ばれる町、おいそを策定しました。保護者の皆さんが必要とするサービスをどのようにして充足していくのか、提供していくのかという目標を 5 か年の計画にまとめています。この計画に沿って、平成 27 年度におきましては、子育てに関する相談やサービスを円滑に利用出来るように支援する子育てコンシェルジュや、言葉が出にくいお子さんに対する支援を行う言語聴覚士を新たに配置します。また、幼稚園での預かり保育や放課後子ども教室など、保護者の要望の高い事業についてはその充実を図ってまいります。今、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出や核家族化が進む中、子育てに対する支援を年々充実させ、保育所や幼稚園においても様々な子育て支援サービスを実施しています。しかしながら、多様化する労働環境や社会環境に伴い、より一人ひとりのニーズにあった子育て支援の充実が求められています。そのため、計画名にもある子育てで選ばれる町を目指して、計画に盛り込まれた各施策を着実に実施してまいります。と町長から答弁しました。以上が総括質疑の内容ですが、いずれの議員も関連の再質問があり町長が回答されました。次に 7 ページをお開き下さい。2 月 26 日と 27 日の 2 日間、一般質問が行われました。高橋富美子議員の（1）町立幼稚園 4 園を公立 2 園、私立 2 園とする計画は、いつ、どのような根拠で出されたのか。」について、幼稚園の教育体制の見直しについては、平成 18 年 10 月の教育委員会定例会において、大磯町立幼稚園に係る町の基本的な計画について協議を行いました。そして、その計画に基づき、平成 21 年 3 月の教育委員会定例会において、改めて町立幼稚園の将来構想についての協議を行い、町立幼稚園 4 園を長期的計画の中で 2 園に統合する。ことと、幼稚園跡地に私立幼稚園を誘致し、4 園体制を

維持する。という方向性を定めております。次に、(2) 今現在と過去と 20 年間、5 年毎の園児一人に対する税投入額はいくらであったか。についてのご質問にお答えします。平成 26 年度当初予算におきましては、園児 1 人に対する税投入額は約 39 万円であります。過去 20 年間の平成 5 年度から平成 25 年までの園児 1 人に対する税投入額は約 30 万円から 50 万円の範囲で推移しております。その年により、施設整備等の事業により執行状況が異なりますので、園児 1 人に対する税投入額を一概に比較するのは難しいものと考えております。次に、(3) 幼・保・小・中の連携した教育の意義をどのように考えているか。につきましては、子どもたちが安心して学校生活を送り、子どもの育ちや学びの連続性を保障するために、また、小学校や中学校入学後の学校への不適應を防ぐために、幼児教育と小学校教育、小学校教育と中学校教育が円滑に接続し、連携した取組が行われることは重要です。現在、町立学校と園では、幼稚園や保育園、公立や私立の別なく子どもたちが交流する活動を実施したり、教職員と一緒に研究や研修、情報交換会を行うなどの取り組みをしています。このような連携した教育を行うことにより、幼児教育から小学校教育へ、小学校教育から中学校教育へ円滑に移行することができ、子どもたちだけでなく、保護者の安心感にもつながるものと考えています。と教育長から答弁しました。また、国府幼稚園の存続と幼・保・小・中の連携教育について再質問があり、教育部長と教育長から答弁いたしました。次に、子育てで選ばれる町、おおいその実現に向け、具体的な方策はどうか。の(1) 少子高齢化、人口減少は、喫緊の課題と捉えるが、町の対応策はどうか。と(2) 若い人達の定住促進策は。には、関連がありますので、一括してお答えいたします。大磯町におきましては、平成 27 年 1 月 1 日現在の人口は 3 万 2 千 413 人と前年と比較すると 120 人減少しており、平成 22 年の 3 万 3 千 32 人を境に減少傾向に転じています。65 歳以上の高齢者の割合も、今年の 1 月 1 日現在で 31.2%と全国や神奈川県平均よりも高くなっています。また、約 20 年後には 35%を超える推計結果も出ています。この加速的に進む人口減少時代へ対応していくため、総合計画中期基本計画の重点プロジェクトに掲げた交流人口の増加と定住人口の安定化への更なる取り組みや対策を行なっていかなければなりません。今年度、国の交付金を活用し、調査検討した特定地域再生事業への取り組みも、大きな目的の一つであります。この取り組みは、町には、大磯市などをきっかけに、町内で店舗を構えたり、移住してくる若い人達が出始めるなど、町民主体の地域づくりの機運の盛り上がりを感じられます。しかし、町内で店舗を構えたり、移住に際し、容易に様々な情報を入手できたり、サポートできるような仕組みがありません。また、転入増に陰りが生じている中、子育て世代が快適に暮らすことができるよう、例えば、子どもを預けながら学びや体験ができるようなサービスが隣近所の空き家や公共施設など、身近な場所が利用され行なわれれば、子育て世代が移住・定住してくるきっかけにもなると思っています。このような、仕組みやサービスを町民や団体、事業者などが中心となり行われ、行政はその活動等をサポートするような仕組みづくりの調査検討を行なったものです。この調査検討したものを来年度、モデル事業として実施し、移住・定住に向けた対策を進めていきたいと思っています。また、他にも、国において、将

来人口を1億人程度確保するための、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。その戦略をもとに、各自治体でも、策定し取組みを展開していく地方版総合戦略も対応策の一つであると考えています。人口減少などの全国的規模の課題に対し、次世代に引き継ぐまちづくり、移住や定住に向けた取組みを進めてまいります。次に、(3)観光における日本一住みやすい町、大磯というキャッチフレーズがあるが、日本一子育てしやすい町、大磯を掲げることは。ですが、先程もお答えさせていただきましたが、加速的に進む人口減少、少子化に対し、若い子育て世代の方が大磯町を選び、定住し続けていただくとともに、今住んでいる方も大磯町に住んでいて良かったと思われるような移住・定住に向けた対策を講じていかなければなりません。そのための重要な事は、一時的な財政的支援で子育て世代の満足度を満たすような取組みだけを進めていくことではないと思っています。子育て世代の方から選ばれる町は、単に教育環境の向上だけの取組ではなく、大磯町の持つ自然や歴史・文化、質や教養が高い環境、地域コミュニティーなど、トータル面で大磯町で子育てをしたい魅力ある環境を整えていくことであると思っています。そのための、具体策としての第一歩が子育て支援課を教育委員会から町民福祉部に組織改正して、4月から計画がスタートする大磯町子ども笑顔かがやきプラン子育てで選ばれる町、おいそに基づく、子育て支援全体の総合的事業推進です。計画策定において子ども・子育て会議から受けた答申書に、子ども・子育て支援とは、保護者の子育てに対する責任を社会に転嫁するものではなく、社会全体が保護者に寄り添い、子育て中の家庭を支えることで保護者自身の成長や子どもたちの育ちを支援していくことです。したがって、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域及び社会全体が協働し、保護者が子育てに喜びを感じ、さらにはすべての子どもが笑顔で成長できるような環境づくりに努めていただくよう要望します。とありました。子どもたちが笑顔で成長できるような環境づくり、子育てを町全体でしていくような環境づくりを、行政だけではなく、地域、町全体で取り組んでまいります。と町長から答弁しました。さらに教育長から、日本一子育てしやすい町、大磯を掲げることはどうか。について、議員からは、町民の方だけでなく、より多くの子育て世帯に呼びかけるため、日本一子育てしやすい町、大磯を掲げ、町の子育て支援施策をより際立たせたらどうかというような趣旨のご提案をいただいたかと思います。町では、子育てで選ばれるまちづくりを目指して、多様な保育サービスの充実や子育て支援サービスの拡充を図るとともに、幼児教育の充実も図ってまいります。幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでありますので、さらに質の向上に努めてまいります。また、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、保育所や小中学校との交流、地域とのふれあいにより、人との関わりを充実してまいります。各幼稚園で取り入れております英語教育や音楽教育のひとつの手法でありますリトミックでは、子どもたちの言葉や、表現に対する創造性を豊かにし、体操教室においては子どもたちの健康な心と体を育て、幼稚園修了までに、生きる力の基礎となる心情や意欲、態度などの力を育成するよう努めております。4月からスタートする子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、教育の根本は変わらずに、魅力ある

教育の評価をいただけるようさらに充実してまいりたいと考えております。と答弁しました。幼児教育についての再質問があり、教育長から答弁をいたしました。二宮加寿子議員の中学校給食の実施についての（１）全員給食としたがアレルギー対策は。については、教育長から、今後のスケジュール予定についてご説明いたします。今年度は準備作業を進め、平成 27 年度に入りまして、施設改修工事や業務委託料の予算化、平行して給食費設定に関する協議などの準備を進め、平成 27 年度内の給食開始に向けて、保護者説明会や試食会なども組み合わせながら情報提供を行なっていく予定です。アレルギー対策については、調理・配送委託方式のデリバリー方式で実施するため、原則対応は難しいと聞いております。しかし、一方で一部対応は可能ということも聞いておりますので、業者選考に当たっての協議事項としたいと考えております。アレルギー対応が難しい場合は、アレルギーをお持ちの生徒さんにつきましては、家庭弁当持参という対応もとれるようにしたいと思います。次に、（２）食の安全から地産地消が良いと思うが、現状と課題は。につきましては、現在、小学校給食でもそうですが、食の安全性の面から、地産地消を推奨しており、大磯産をはじめ、県内産のものを使用することを心掛けております。中学校給食に使用する食材につきましても、地産地消を推進してまいりたいと考えております。また、その際の課題として、食材発注は、栄養士の指示で発注する予定であり、調理を委託する業者の所在地によっては、地元産食材の安定的な供給や業者へ納入する際の運搬料金などのコスト面が課題となるのではないかと考えております。と答弁しました。具体的な進め方について再質問があり教育部長から答弁をいたしました。渡辺順子議員のデリバリー給食実施にあたって問うの（１）スケジュールについて。については、教育長から今年度は準備作業を進め、平成 27 年度に入りまして、施設改修工事や業務委託料の予算化、平行して給食費設定に関する協議などの準備を進め、平成 27 年度内の給食開始に向けて、保護者説明会や試食会なども組み合わせながら情報提供を行なっていく予定です。次に、（２）アレルギーについてはしっかりと対応すると言われたが、どのように対応するのか。につきましては、アレルギー対策については、調理・配送委託方式のデリバリー方式で実施するため、原則対応は難しいと聞いております。しかし、一方で一部対応は可能ということも聞いておりますので、業者選考に当たっての協議事項としたいと考えております。アレルギー対応が難しい場合は、アレルギーをお持ちの生徒さんにつきましては、家庭弁当持参という対応もとれるようにしたいと思います。次に、（３）食材の安全性や放射性物質の検査についての考えは。につきましては、小学校給食同様に、食の安全性の面からも地産地消を推進してまいりたいと考えております。また、放射性物質の検査については、現在、保育園および小学校給食にて一週間分の給食検査を検査機関のご協力により実施しております。中学校給食についても、保育園、小学校同様の形で実施していきたいと考えております。と答弁しました。アンケートの結果についての再質問があり教育部長が答弁しました。鈴木京子議員の中学校給食の進め方について問う。について教育長から教育委員会での検討結果として、１．中学校給食を導入する。２．デリバリー方式、調理・配送委託方式とする。３．原則、生徒全員給食とする。といった内容

を進めることになり、実施に向けて準備を進めております。自校方式の給食の位置付けが見えてこないのご指摘ですが、自校方式は、最も理想的な給食であることは、教育委員会意見書の中でも記述しています。しかし、検討の中で、給食の早期実施を望む保護者の声が多かったこと、配膳・片付け時間の学校カリキュラムへの影響、建築等に関わる法的対応や財政的課題など総合的に判断して、デリバリー方式で給食を始めるというものです。デリバリー方式での給食をある程度の期間実施した上で、検証が必要と考えています。その中で、子どもたちの健やかな成長のために、将来的に健全な給食運営が継続できるように方式を再評価してまいります。また、課題・調整の進め方についてのご質問ですが、平成 27 年度 3 学期中の開始に向けて、施設改修工事や業務委託料の予算化、平行して給食費設定に関する協議など、保護者説明会や試食会なども織り交ぜ、情報提供を行いながら進めてまいりたいと考えています。と答弁しました。給食の考え方について再質問があり教育部長から答弁いたしました。次に 8 ページをお開き下さい。一般会計の平成 27 年度の当初予算の議案の鑑です。具体的には、3 月 9 日に予算特別委員会、福祉文教常任委員会所管の文教分が午前 9 時から開催されました。当初予算の事業内容について審議して頂きました。当初予算は、一般会計・特別会計とも予算特別委員会では賛成者多数で、また、本会議でも、賛成者多数で可決されました。次に 9 ページで件数番号 33 の議案第 33 号旧吉田茂邸再建事業に関する協定の変更について、件数番号 34 の議案第 34 号旧吉田茂邸再建事業に関する協定の締結についてが審議されました。この 2 つの協定案につきましては、平成 27 年 2 月 19 日開催の第 11 回教育委員会定例会にて付議させていただきましたものです。議会では、質疑応答の後、採決の結果、2 つの条例(案)は、賛成者多数で可決されました。最後に件数番号 35 の議案第 35 号平成 26 年度大磯町一般会計補正予算第 10 号です。国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地方創生先行型の事業を計上いたしました。いずれも平成 27 年 3 月 10 日開催の第 4 回教育委員会臨時会に付議した内容でございます。補足説明として 10 ページの一般会計の上の箱、表の 3 つ目ですが、初日の補正予算で可決して頂いた幼稚園の下駄箱が年度末で受注が集中して納品が遅れるため繰越明許費を設定し翌年度へ繰越させていただきました。補正予算も賛成者多数で可決されました。なお、議案第 36 号で 4 月 1 日からの教育長人事案件について藤家現教育長が賛成者多数で議会の同意を得ました。3 月大磯町議会定例会の概要の報告は、以上となります。

質疑応答)

中野委員) デリバリー給食の実施について、ある議員からの質問にもあり、私も実際保護者から耳にしたことですが、全員給食にこだわるのはなぜか、なぜ選択制にしないのか、という質問を毎回毎回聞かれます。食育が前提にありますと言うと、なぜ食育にこだわるのかという質問をされるんです。このところは、何回も同じことを繰り返したくないので、疑問に思われた方は過去の議事録を見ていただければと思いますが、家庭弁当が子どもたちに人気があるのは好きなものしか入っていないからなんです。よく家庭弁当を見てい

ただいて、同じ調理法でつくっているものばかり入っていないですか、子どもが好きな量しか入れていないんじゃないですか、ということを見直していただきたいと思います。やはり食育が前提にあるのは、大事なことであると思うんです。その辺をよくご理解いただきたいと思います。その点は、教育委員会としても理解を求められるように一生懸命説明していきたいと思っております。

報告事項第2号 大磯町生涯学習推進会議の実施結果について

生涯学習課長) 生涯学習課では、大磯町生涯学習推進計画のもとでさまざまな事業を進めており、その進行管理を行なっていくための大磯町生涯学習推進会議を設置しております。この会議は7名の構成員のもとで、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、生涯学習に関する事業に対し評価を行ない、課題や今後の対応について協議を行なっていくものです。本日、机上配布させていただきました、報告事項第2号の参考資料をご覧ください。ここにあります一覧は、大磯町の平成26年度における生涯学習に関する事業をまとめたものです。生涯学習というのは、すべての世代が、生涯にわたって主体的に学習することでありますので、もちろん生涯学習課だけではなく、すべての分野、すべての部署において事業展開をしております。お手元の資料にありますように、町全体で約160余りの事業を抽出し、評価、検討を加えていく作業ということになります。実際の作業は、この一覧をもとに進行管理表を作り、事業を行なう担当課が点検評価、自己評価を行ない、その評価内容が適切かどうかを判断していくものです。恐れ入りますが、説明資料1頁にお戻りください。平成26年度は2回開催いたしました。第1回目は、平成26年9月29日に、6名出席のもと開催しました。4件の議題についてご意見をいただきました。この段階では、平成26年度事業の進行途中にあり、事業そのものの点検評価がまだ示されておりませんので、進行管理の方法論についての議論が大半を占めました。2頁をご覧ください。第2回目は、平成27年3月10日に、6名出席で開催いたしました。この段階では、すべてではありませんが、ほとんどの事業が終了しているため、担当課による点検評価がなされております。その結果、対象168事業のうち、A評価が63事業、全体の37.5%、B評価が92事業、54.8%、C評価が2事業、1.2%、未実施が11事業という集計になりました。進行管理表には、評価とともに、事業の実績内容、成果と課題、今後の対応、アンケートの実施有無・実施した場合の評価などが記載されておりますので、その集計表を見ながらそれに対して意見をいただく形をとりました。いただいた主な意見では、進行管理表に示されている評価は、あくまでも担当課による点検評価、自己評価であるため、参加者の評価であるアンケートの重要性や、全事業を同じように比較することのできるようなアンケート内容の共通化を検討したらどうかという意見。あるいは、実施した結果をうけて、課題が見つかった場合に、今後どのように対処していくのか、担当課として具体的に記述してほしいという意見。また、町主催の事業だけでなく、町が働きかけて実施した事業や、民間などの他の機関と連携して実施した事業なども対象にすべきではないかとのご意見

もありました。いずれにしても、進行管理方法そのものを、まだまだ試行錯誤している段階ですが、今後も引き続き、より適正な進行管理ができるように会議を重ねてまいりたいと考えております。

質疑応答)

委員長) やはり、きちんと評価をして次につなげていく。そうしないと中身がよくなっていかないと思うんです。だから今、評価についていろいろ試行錯誤している段階ということなので、早くその基準なり方法が確立されて、充実した評価ができるようにしてほしいと思います。教育委員会にとっても学校教育と生涯学習教育は二本柱ですから、やはりこの生涯学習の充実というものに図っていくのは重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

報告事項第3号 児童文学講演会「てがみぼうやがとどくまで」の実施結果について

生涯学習課長) 本事業は、児童文学者の話を直に聞くことで、読書をより身近に感じていただくきっかけになることを期待して開催したものです。開催日時は2月28日の土曜日、場所は図書館本館の大会議室で開催いたしました。講師は、茅ヶ崎市在住で、第35回講談社絵本新人賞を受賞された加藤晶子さんをお願いをいたしまして、31名の参加者がありました。講演内容は、受賞されたご自身の絵本の読み聞かせを行なった後、絵本作家を目指すまでの経緯や、絵本を創作するにあたって作品に込めた思いなどを語っていただきました。特に、講演会の最後にワークショップが好評でした。あるテーマを設け、そのテーマからイメージすることを参加者全員から発表してもらい、その言葉・事項をさらに大きく膨らませていきながらストーリーを組み立てていくという、ご本人の創作方法を実践していただきました。参加された方々は、絵本が好きで興味があった方、作家自身に興味があった方、また、図書の読み聞かせなどのボランティア活動をされておられる方も多かったようです。

質疑応答)

中野委員) 質問ではないんですが、絵本って大事だなと思うんです。というのは、絵本の中には道徳観を学ぶ機会というのがあると思うんです。こういう会を開くと、絵本が好きな方が多く集まるんですが、ぜひご家庭でも絵本を図書館で借りるなどして、子どもに読み聞かせしていただきたいと思います。

報告事項第4号 企画展「大磯の文化財」の実施結果について

郷土資料館長) 今回の展示は、郷土資料館 平成26年度 第4回企画展であり、平成27年1月6日火曜日から2月28日土曜日まで、46日間にわたって開催いたしました。今回の展示は、資料の展示概要に記載してあります内容で、現物資料や写真、関連資料によって展示を構成いたしました。会期中の入館者は4,522人で、1日平均約98の方が来館されたこととなります。

質疑応答)

委員長) 入館者数の随分多くて、好評だったと聞いています。良い内容だったようです。

報告事項第5号 旧吉田茂邸再建着工・御礼と報告の会の実施結果について

郷土資料館長) 「旧吉田茂邸は、基本設計、実施設計を経て、建物の再建工事に着手する運びとなりましたことから、ご寄附をはじめ、さまざまな場面でご協力をいただいた方々へのお礼と経過報告を兼ねて、御礼と報告の会を開催することとなりました。御礼と報告の会は、平成27年3月7日土曜日、県立大磯城山公園・旧吉田茂邸地区の管理休憩棟において午前中の第1部と午後の第2部に分けて、資料記載の内容で行ないました。来場者は、午前中の第1部が71人、午後の第2部が15人でした。

質疑応答)

委員長) これは、数時間後にニュースで、会の様子が流れていたそうで、町の中だけのセレモニーでしたけれども、あの日の午後、小田原に行ったときに、ニュースで観たよ。と何人もの方に言われまして、やはりああいう報道、テレビで扱われるとその効果って凄いのだなとつくづく思いました。

曾田委員) NHKも出ましたね。あと、新聞も多数出ていました。

委員長) 出ていましたね。テレビの報道というのは、絶大な効果があるのを痛感しました。とてもいいセレモニーでしたね。

議案第47号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について

委員長) 議案第47号教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動についてにつきましては、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び大磯町教育委員会会議規則第14条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし

委員長) 御承認いただきましたので、議案第47号の審議については秘密会といたします。傍聴者の方並びに人事関係職員以外の方は退室をお願いします。暫時休憩します。

****** 秘密会 ******

委員長) 以上で秘密会とすべき議事が終了いたしました。傍聴者並びに職員の入場を許可します。暫時休憩します。

****** 公開会議再開 ******

委員長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。ただいま、秘密会において審議いたしました、議案第 47 号教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動については、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

その他

※委員長より新教育委員会制度移行のため、委員長職退任挨拶

※教育長より挨拶

教育部長) 平成 27 年度第 1 回定例会は、4 月 16 日木曜日、午前 9 時から本庁舎 4 階第 1 会議室で行います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成27年5月20日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____